

総社市老人医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第16号

総社市老人医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市老人医療費給付条例（平成17年総社市条例第143号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（受給資格者） 第3条 この条例による給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域に住所を有する被保険者等のうち、別表に掲げる者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。</p>	<p>（受給資格者） 第3条 この条例による給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域に住所を有する被保険者等のうち、別表に掲げる者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。